

県教委文書の問題点は以下の通りです。

文書番号 1

選挙に際しては、公職選挙法第129条の規定によりすべての事前運動が禁止されており、これに違反した場合は同法第239条の規定により処罰されるものであること。

事前運動とは、告示前の選挙運動のことです。それが公選法で「すべて禁止」されていると強調し、何も政治活動ができないように受け取れます。しかし、そもそも「選挙運動」と「選挙活動・政治活動」は違います。公選法では事前の選挙運動は禁止されていますが、政治活動については事前運動に含まれません。よって以下の政治活動は事前運動ではありません。

①政治上の主義、主張、若しくは施策を推進し、支持し、宣伝すること。

②特定の政党の党勢拡張のために活動すること。

文書番号 2

一般職の地方公務員については、地方公務員法第36条の規定により政治的行為が制限されているが、特に、選挙に際して、これらの地方公務員が特定の候補者又は特定の政党その他の政治的団体を支持し、又は反対する目的をもって同条第2項各号に掲げる政治的行為を行うことは禁止されていること。

地公法 36 条第 2 項各号が何であるかの記述がないために、特定の候補者又は特定の政党その他の政治的団体を支持することが一切禁止のように受け取れます。しかし、その各号を見れば、旺盛な選挙活動・政治活動ができることは明らかです。

なお、地公法 36 条は違反に対する罰則がありません。

2 項 1 号 投票勧誘運動の禁止

勧誘運動とは、不特定多数を対象として組織的計画的に投票するように促す行為であり、知人友人に対し個々に投票依頼をすることは問題ありません。

2 項 2 号 署名運動の関与の禁止

署名運動とは、不特定多数を対象として組織的計画的に投票するように促す行為であり、知人友人に対し個々に投票依頼をすることは問題ありません。

2 項 3 号 寄付金募集の禁止

選挙カンパを集める活動の責任者になることが禁止されているのであり、自らカンパを出すことや、友人に要請をすることは問題ありません。

2 項 4 号 庁舎等の利用禁止

選挙ポスターを庁舎内に掲示することはできませんが、組合活動として政策や要求ビラを掲示することは問題ありません。

文書番号 3 と 4 と 5 の (1)

3 特別職を含むすべての公務員は、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されており、これに違反した場合は、同法第239条の2第2項の規定により処罰されるものであること。

4 前記3の公務員が公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する目的をもってする公職選挙法第136条の2第2項各号に掲げる行

為（地位利用）は、前記3の禁止行為に該当するものとみなされ、これに違反した場合は、同法第239条の2第2項の規定により処罰されるものであること。

- 5（1）学校教育法に規定する学校の長及び教員は、公職選挙法第137条の規定により、学校の児童・生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

地位利用の規定です。これはその通りで、公務員の地位を利用した選挙運動は禁じられています。

しかし、教職公務員が「教育者の地位に結びつけた影響力」を利用した場合のみが、地位利用であり、「教育者としての社会的信頼」を利用することは問題ではありません。現在、教えている子どもの保護者に投票依頼はできませんが、卒業して有権者になった教え子やその保護者に投票依頼することは問題ありません。

文書番号5の(2)と(3)

- 5（2）公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育公務員特例法第18条の規定により、国家公務員の例によるものとされており、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14－7に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。

- （3）公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為の地域的範囲は、勤務地域の内外を問わず全国に及ぶものであること。

5の(2)は、教育公務員特例法にまで、教育公務員は特別に政治的行為の制限が規定されていることを強調しようとしています。その規定は国立学校の教育公務員を例に挙げたものです。

ところが、国立学校は2006年以降、次々と独立法人化され、そこに働く国家公務員の身分は民間労働者と同じになりました（労基法適用）。教育公務員は特別な立場だとしてきた国自身が、国立学校の教育公務員の仕事は民間労働者でもできると非公務員化をしたものです。いってみれば、教育公務員は特別ではないと国が宣言したようなものです。にもかかわらず、例とする対象者がいなくなったのに、地方自治体の教育公務員を政治的に縛る法律をことさらに示すことにある種の意図を感じざるをえません。

そして、5の(3)は国家公務員が例になっているので、地方自治体の教育公務員は地域的な制限がないという暴論につながっています。ちなみに、一般地方公務員は、属する区域外の政治的行為の制限はありませんし、前述したように違反に対する罰則もありません。地方公務員に国家公務員ほど「権力作用」がないことを法自身が示すものです。それは教育公務員でも同じはずです。